広告募集説明書 (広告掲載契約による広告掲出)

			こりしつ		ムロで教入されてののはログ			
,	募集件名	中原区	役所壁	面広告事業				
_		川崎市の中原区役所壁面を活用しポスターを掲出していただきます。						
募集の内容		なお、地方自治法第238条の4条7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可 及び目的外使用許可に基づく広告掲載契約の締結をいたします。						
	申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様						
		(1)「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。						
申込資格		(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人ぞの他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。						
		(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。						
		(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等 又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものではないこと。						
;	掲載条件	スは可来例第7年に死走する泰力回員寺と留接は関係を有すると認められるものではないこと。 別紙「広告掲載仕様書(広告媒体資料)」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。						
•	使用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで (12か月間)						
į	選定方法	最も高額の広告料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額の広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 中原区(計4枠)						
	法 田 松			- 別途消費税がかかりま				
+	使用料 (月額税抜)				11,268円 最大面積6.48㎡の場合	<u>す。</u> ・年度当初に1年分を納入		
使用	 広告料			していただきます。 <u>(年額税</u> 込は「月額税抜×12カ月×				
料	(月額税抜)			消費税1.1」で出た金額の1 円未満を切捨てた額で				
等	契約保証金	広告彩	総額の	<u>す。)</u> ・使用料は実際の使用面				
		※契約期	積に応じて変更する場合 があります。					
		第33条の規定に該当する場合は、納付を免除します。						
		方法 この募集に関する申込みの期間・提出書類は次のとおりです。事前連絡の上、下記提出書類 を下記担当窓口へ持参又は郵送してください。						
Ħ	3込方法	期間 令和7年10月31日 から 令和7年11月21日 16:30 まで						
7		提出 1 広告掲載申込書(別添様式1)1部						
		書類						
		1	申込み		上記「申込方法」欄記載のとおり、提出書類に必要事項を記載の上、下記担当窓			
		'		-1-22-7	口へ持参又は郵送してお申込みください。			
全体の流れ		2	選定後		使用者(候補者)に決定した事業者様又は広告代理店様は、行政財産使用許可申 請書の提出と、契約保証金を納付していただきます。			
		3	契	約等締結	市の手続き等と契約保証金納入の確認が完了した後、行政財産使用許可書の交付と広告掲載契約を締結します。			
		4	車 業 :-	画書の提出	広告フレームの仕様及び施工方法並びに維持管理・保守の体制等について各施 設の担当と協議し、令和8年1月20日までに、当該事項を記載した事業計画書			
		7	事業計画者の提出		(任意様式)を作成、提出していただきます。 広告原稿については、市の審査を受けていただきます。 令和8年4月1日から広			
		5 広告内		内容の審査	告を設置する場合は令和8年2月13日までに各施設の	担当宛てに広告原稿を事		
				りむの母豆	前にご提出ください。なお、審査結果の通知まで1か月程度の期間を要しますので、なるべくお早めにご提出いただくようよろしくお願いいたします。			
		6	設置開始		使用許可期間(広告掲載契約期間)が開始しましたら、広告設置が可能です。設置			
		0			工事については別途日程調整をします。			
		7	使用料及び広告料の 納付		使用料及び広告料については、市が発行する納入通知書により、年度当初に1年間分を納入していただきます。			
		中原区役所 まちづくり推進部 総務課 庶務係						
担当部署					小杉町3丁目245番地 記の宛失まで(〒211-8570 川崎市内原区小杉町3丁目245乗地)			
		次到使1			は右記の宛先まで(〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地) 44-744-3125 FAX 044-744-3340			
		電話・FAX 電話 044-744-3125 FAX 044-744-3340 eメール 65soumu@city.kawasaki.jp						
_	4. 冷火 口	<i>+</i> ≥I	<i>1 V</i> .		/ˌкаwasaкі,jp 战仕様書、案内図・配置図、広告掲載申込書、広告料提案書	· 须是生氏点 医主耳状虫		

広告掲載仕様書

名 称		中原区役所壁面広告事業							
所在地		別紙案内図等参照							
開庁(館)日		月曜日から金曜日まで、第2・第4土曜日 ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。							
開庁(館)時間		月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで 第2・第4土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで							
設置場所の 利用対象者		中原区役所 区民課待合室(利用者数:約400人/日)							
セールスポイント		区役所に掲出するポスター広告は各種届出・証明書請求をはじめ、各種相談窓口に訪れる 来庁者の目を十分に惹き、高い広告効果が期待できます。							
掲載位置		別紙案内図等参照							
		中原区							
	設置場所	·区民課待合吹抜 (4枠)	·広告掲載位置等の 詳細は別紙案内図等 参照						
寸	広告表示面	B0版							
法等	1枠あたりの 大きさ	W1,081mm×H1,507mm (1.62m ²)	・「1枠あたりの大き さ」は、フレーム等を 含めた最大の大きさ です。						
	枠数(面積)	計4枠(6.48㎡)							
	留意事項等	実際の使用面積に応じて使用料をお支払いいただきます。広告募集説明書の使用料等欄に上記最大の面積を 使用した場合の使用料を記載しております。なお、枠数の変更はできません。							
広告の掲出方法、 仕様等		・アルミフレーム等、美観を損ねないフレーム内に収納して掲出するものとします。 ・設置、維持管理・保守、撤去及び原状回復に係る費用は、すべて使用者が自己の負担で行うものとします。 ・フレームは災害時も考慮し落下しないよう堅固に固定するものとします。 ・広告フレームの仕様・施工方法・庁舎建物への影響・安全性・維持管理・保守の体制等についてあらかじめ施設の担当と協議し、令和8年1月20日までに当該事項を記載した事業計画書(任意様式)を提出するものとします。 ・広告設置後、許可物件を対象とした対人対物保険に自己の負担で加入するものとします。							
広告掲載が望ましくな い業種・内容		川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準に準じます。							
留意事項		 ※川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※広告掲出及び広告を掲出するために必要となる掲示板等の設置及び維持並びに、かかる費用の負担については使用者に行っていただきます。 ※掲出前に原稿内容の審査を受けてください。(広告原稿提出期限:令和8年2月13日) ※完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※原稿内に、広告である旨を明記してください。 本件の目的外使用許可は、地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)第8項及び第9項の規定が適用されますので、あらかじめ御了承ください。 (参考:地方自治法第238条の4第8項及び第9項) 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 							